

# 平成30年度等級等ごとの職員の数の公表について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初(平成30年4月1日現在)における等級等ごとの職員の数について公表します。

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う主事補、技師補、事務補、技術補の職務 2 委員会等の事務局の定型的業務を行う主事補、技師補、事務補、技術補、書記の職務	26	16.2	主事補	13	72	45.0	係員級
				技師補	2			
				事務補	11			
				技術補	0			
				計	26			
2級	1 知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務 2 委員会等の事務局の定型的業務を行う主事、技師、書記の職務	22	13.8	主事	13	72	45.0	係員級
				技師	9			
				計	22			
3級	1 主査、主任の職務 2 委員会等の事務局の主査、主任及び困難な業務を行う書記の職務	24	15.0	主任	14	72	45.0	係員級
				主査	10			
				計	24			
4級	1 係長、上席主査の職務 2 委員会等の事務局の係長、上席主査及び上席書記の職務	49	30.6	係長	42	49	30.6	係長級
				主査	7			
				計	49			
5級	1 課長補佐、総合サービス室長、支所次長、主任技師、事務長、副施設長、保育園長の職務 2 委員会等の事務局の課長補佐、副館長、副所長、次長の職務	23	14.4	課長補佐	17	23	14.4	課長補佐級
				総合サービス室長	1			
				次長	3			
				主任技師	0			
				事務長	1			
				副施設長	0			
				保育園長	0			
				副所長	1			
				副館長	1			
				室長補佐	0			
計	24							
6級	1 会計管理者の職務 2 課長、参事、室長、園長、施設長、支所長、所長、館長の職務 3 委員会等の事務局の課長、室長、所長、館長、局長の職務	16	10.0	会計管理者	1	16	10.0	課長級
				課長	12			
				参事	0			
				室長	1			
				園長	1			
				施設長	0			
				支所長	0			
				所長	0			
				館長	0			
				局長	1			
計	16							
合計		160	100.0					